



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 包括外部監査契約の締結（行政改革推進課） 1
- 生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる指定介護機関の所在地の変更の届出（福祉・援護課） 2
- 生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる指定介護機関の事業の廃止の届出（福祉・援護課） 2
- 生活保護法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定（福祉・援護課） 2
- 生活保護法による介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の指定（福祉・援護課） 3
- 生活保護法による介護扶助のための介護予防を担当させる機関の指定（福祉・援護課） 3
- 村営土地改良事業施行の同意（村づくり計画課） 4
- 漁業災害補償法に基づく加入区及び漁業の区分の設定の変更（水産課） 4
- 都市計画事業の認可（道路街路課） 6
- 公共測量の実施の終了の通知（道路管理課） 7
- 歳入の徴収の事務の委託（警察本部交通規制課） 7

公 告

- 沖縄県卸売市場整備計画（流通政策課） 7
- 建設業者の許可の取消し（土木企画課） 7
- 町決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画・モノレール課） 9
- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課） 9
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（新石垣空港課） 10

病院事業局事項

- 特定調達契約に係る落札者の決定（県立北部病院） 12
- 特定調達契約に係る落札者の決定（県立中部病院） 12
- 特定調達契約に係る落札者の決定（県立南部医療センター・こども医療センター） 12
- 沖縄県病院事業局職員（技術職）選考採用試験の実施 12

告 示

沖縄県告示第278号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、同法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を次のとおり締結した。

平成24年 5月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 包括外部監査契約の期間の始期 平成24年 4月 2日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法 基本費用及び執務費用並びに旅費等の実費の額を合計した金額に消費税の額及び地方消費税の額を加えた金額とする。
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 田里友治

(2) 住所 沖縄市諸見里一丁目40番5号

4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法 精算払とする。ただし、契約の相手方から請求があった場合において、その必要があると認めるときは、執務費用及び実費に相当する金額の範囲内で概算払をするものとする。

沖縄県告示第279号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり所在地を変更した旨の届出があった。

平成24年 5月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

居宅介護支援

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
居宅介護支援事業所おれんじ	浦添市西原一丁目12番17号平田アパート102号	浦添市仲間二丁目6番3号マンションカトレア101号	浦添市西原一丁目12番17号平田アパート102号	平成23年6月15日
パークヒル天久指定居宅介護支援事業所	那覇市字天久1123番地	那覇市字天久1068番地の7 2階	那覇市字天久1123番地	平成23年12月1日

沖縄県告示第280号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成24年 5月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	廃止年月日
在宅リハビリ訪問看護ステーションTOMO	宮古島市平良字西仲宗根448番地2福寿1-E	平成24年4月1日

2 通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	廃止年月日
デイサービス恵泉うちま	浦添市内間二丁目22番27号ドミールうちま101号	平成24年3月31日

3 介護予防訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	廃止年月日
デイサービス恵泉うちま	浦添市内間二丁目22番27号ドミールうちま101号	平成24年3月31日

沖縄県告示第281号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年 5月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
訪問介護事業所プライム	うるま市字前原260番地 5	平成24年 4月 1日

2 訪問看護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
桜山荘訪問看護ステーション	豊見城市字高嶺111番地	平成24年 4月 1日

3 居宅療養管理指導

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
上地薬局よこだけ店	宮古島市伊良部字前田添638番地の 3	平成24年 2月 1日

4 通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
デイサービスあすなろ	宜野湾市真志喜三丁目14番 1号	平成24年 3月 1日
デイサービスセンターせんりょう	那覇市識名 2丁目13番56号	平成24年 3月 1日
デイサービス花のさんびん	那覇市首里末吉町 3丁目60番地 1	平成24年 4月 1日
デイサービスペリー	那覇市山下町 3番 1号高良ビルB棟 4 F	平成24年 4月 1日
デイサービスセンター松川	那覇市字松川20番地 1	平成24年 4月 2日

5 小規模多機能型居宅介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
デイ長田	那覇市長田 1丁目13番54号	平成24年 4月 1日

6 認知症対応型共同生活介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
グループホームいがしま	名護市字久志192番地	平成24年 4月 1日

沖縄県告示第282号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年 5月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

居宅介護支援

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
居宅介護支援事業所颯来	那覇市字小禄421番地 6 コーポ屋良105	平成24年 4月 1日

沖縄県告示第283号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年 5月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 介護予防訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
訪問介護事業所プライム	うるま市字前原260番地 5	平成24年 4月 1日

2 介護予防訪問看護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
桜山荘訪問看護ステーション	豊見城市字高嶺111番地	平成24年 4月 1日

3 介護予防通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
デイサービスあすなろ	宜野湾市真志喜三丁目14番 1号	平成24年 3月 1日
デイサービスセンターせんりょう	那覇市識名 2丁目13番56号	平成24年 3月 1日
デイサービスペリー	那覇市山下町 3番 1号高良ビルB棟 4F	平成24年 4月 1日
デイサービスセンター松川	那覇市字松川20番地 1	平成24年 4月 2日
デイサービスハイビスカス	今帰仁村字今泊3933番地	平成24年 1月 1日

4 介護予防小規模多機能型居宅介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
デイ長田	那覇市長田 1丁目13番54号	平成24年 4月 1日

5 介護予防認知症対応型共同生活介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
グループホームいがしま	名護市字久志192番地	平成24年 4月 1日

沖縄県告示第284号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）附則第33条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第59条の規定による改正前の土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり村営土地改良事業の施行を同意した。

平成24年 5月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 土地改良事業を行う者の名称 伊平屋村
- 2 地区名及び事業名
 - (1) 地区名 前泊地区
 - (2) 事業名 土地改良事業（農用地保全）
- 3 同意年月日 平成24年 5月10日

沖縄県告示第285号

平成20年沖縄県告示第389号（漁業災害補償法に基づく加入区及び漁業の区分の設定）の一部を次のとおり変更する。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日がこの告示の日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日がこの告示の日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

平成24年 5月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

変更前

加入区の名 称	加入区の区域	漁業の区分
石川加入区	石川漁業協同組合の地区	1 主としてひき縄漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてひき縄漁業) 2 主として刺し網漁業 (総トン数2トン未満の漁船を使用して行う主として刺し網漁業) 3 主として刺し網漁業 (総トン数2トン以上10トン未満の漁船を使用して行う主として刺し網漁業) 4 主としてソデイカ旗流し漁業 (総トン数20トン未満の漁船を使用して行う主としてソデイカ旗流し漁業) 5 1から4までに掲げる漁業以外の漁業
石川・読谷加入区	石川漁業協同組合の地区及び読谷村漁業協同組合の地区	定置漁業
読谷加入区	読谷村漁業協同組合の地区	1 主としてひき縄漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてひき縄漁業) 2 主として刺し網漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主として刺し網漁業) 3 主としてソデイカ旗流し漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてソデイカ旗流し漁業) 4 潜水器漁業
知念加入区	知念漁業協同組合の地区	1 主としてひき縄漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてひき縄漁業) 2 主として刺し網漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主として刺し網漁業) 3 主としてソデイカ旗流し漁業 (総トン数20トン未満の漁船を使用して行う主としてソデイカ旗流し漁業) 4 定置漁業 5 1から4までに掲げる漁業以外の漁業

変更後

加入区の名 称	加入区の区域	漁業の区分
石川加入区	石川漁業協同組合の石川地区	1 主としてひき縄漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてひき縄漁業) 2 主として刺し網漁業 (総トン数2トン未満の漁船を使用して行う主として刺し網漁業) 3 主として刺し網漁業 (総トン数2トン以上10トン未満の漁船を使用して行う主として刺し網漁業) 4 主としてソデイカ旗流し漁業 (総トン数20トン未満の漁船を使用して行う主としてソデイカ旗流し漁業) 5 1から4までに掲げる漁業以外の漁業

具志川加入区	石川漁業協同組合の具志川地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 主としてひき縄漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてひき縄漁業) 2 主として刺し網漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主として刺し網漁業) 3 主として刺し網漁業 (総トン数2トン以上10トン未満の漁船を使用して行う主として刺し網漁業) 4 主としてソデイカ旗流し漁業 (総トン数20トン未満の漁船を使用して行う主としてソデイカ旗流し漁業) 5 1から4までに掲げる漁業以外の漁業
石川・具志川加入区	石川漁業協同組合の石川地区・具志川地区	小型定置漁業
石川・読谷加入区	石川漁業協同組合の石川地区及び読谷村漁業協同組合の地区	大型定置漁業
読谷加入区	読谷村漁業協同組合の地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 主としてひき縄漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてひき縄漁業) 2 主として刺し網漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主として刺し網漁業) 3 主としてソデイカ旗流し漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてソデイカ旗流し漁業) 4 潜水器漁業 5 小型定置漁業 6 1から5以外に掲げる漁業以外の漁業
知念加入区	知念漁業協同組合地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 主としてひき縄漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてひき縄漁業) 2 主として刺し網漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主として刺し網漁業) 3 主としてソデイカ旗流し漁業 (総トン数20トン未満の漁船を使用して行う主としてソデイカ旗流し漁業) 4 大型定置漁業 5 小型定置漁業 6 1から5までに掲げる漁業以外の漁業

沖縄県告示第286号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成24年 5月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 7・7・那24号桜坂細街路
- 3 事業施行期間 平成24年 5月18日から平成28年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 那覇市牧志3丁目地内
 - (2) 使用の部分 なし

沖縄県告示第287号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成24年 5月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公共測量を実施した地域 那覇市、宜野湾市、石垣市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、恩納村、宜野座村、金武町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町、南大東村、久米島町、八重瀬町、竹富町及び与那国町
- 2 公共測量を実施した期間 平成23年 9月 2日から平成24年 3月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（レベル2,500及び5,000修正回数値化並びにレベル25,000既成回数値化）

沖縄県告示第288号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

平成24年 5月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 委託した徴収事務 パーキング・メーター作動手数料及びパーキング・チケット発給手数料の徴収事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 株式会社琉球人材派遣センター
 - (2) 所在地 沖縄市室川二丁目 8番13号平良アパート103号室
- 3 委託期間 平成24年 4月 1日から平成25年 3月31日まで

公 告

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第6条第1項の規定により、平成19年度を基準年度とし、平成27年度を目標年度とする沖縄県卸売市場整備計画を定めた。

なお、当該計画書を沖縄県農林水産部流通政策課において縦覧に供する。

平成24年 5月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成24年 5月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 (1) 処分をした年月日 平成24年 4月12日
 - (2) 商号名 当銘タタミ店
 - (3) 代表者名 当銘亀幸
 - (4) 所在地 豊見城市字高嶺365番地 1
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-22）第4589号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成24年 3月21日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成24年 4月17日
 - (2) 商号名 有限会社昭和事務機社
 - (3) 代表者名 村吉政光
 - (4) 所在地 うるま市石川東恩納1130番地 6

- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-19)第11210号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成24年3月19日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 平成24年4月19日
- (2) 商号名 光工芸
- (3) 代表者名 國吉芳昭
- (4) 所在地 那覇市具志3丁目7番11号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23)第4738号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成24年4月3日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 平成24年4月19日
- (2) 商号名 有限会社松代興業
- (3) 代表者名 久高肇
- (4) 所在地 石垣市字新川2469番地17
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-22)第7677号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成24年4月6日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 平成24年4月23日
- (2) 商号名 大城鉄筋工業
- (3) 代表者名 大城毅
- (4) 所在地 沖縄市仲宗根町19番14号川満アパート
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-19)第9279号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成24年4月2日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成24年4月23日
- (2) 商号名 有限会社三興建設
- (3) 代表者名 喜屋武清正
- (4) 所在地 うるま市字平良川270番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-19)第4684号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、造園工事業、建具工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成24年4月3日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、造園工事業、建具工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成24年4月23日

- (2) 商号名 株式会社設備技研
 - (3) 代表者名 平良智
 - (4) 所在地 沖縄市泡瀬一丁目10番13号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22)第8290号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成24年4月5日付けで、建設業法第12条に基づき電気工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成24年4月23日
- (2) 商号名 株式会社陽光開発
 - (3) 代表者名 名嘉謙
 - (4) 所在地 浦添市大平二丁目1番1号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-21)第11618号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成24年4月5日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成24年4月23日
- (2) 商号名 株式会社浅田建設
 - (3) 代表者名 浅田義則
 - (4) 所在地 豊見城市字翁長853番地5
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-22)第7648号、沖縄県知事 許可(般-22)第7648号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成24年4月9日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成24年4月25日
- (2) 商号名 丸徳水道工事社
 - (3) 代表者名 平良恵徳
 - (4) 所在地 宮古島市平良字東仲宗根21番地
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-19)第8532号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成24年4月13日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、与那原町から送付のあった那覇広域都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成24年5月18日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 都市計画の名称 那覇広域都市計画用途地域(東浜地区)
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年5月18日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年2月21日 沖縄県指令士第64号、平成24年3月29日 沖縄県指令士第284号(変更)
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字伊良波538番3及び538番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字上田479番地1メゾン大城101号 叶芳晴、豊見城市字

- 上田479番地1メゾン大城101号 叶三千代
5 検査済証番号 平成24年4月27日 第2987号
6 工事完了年月日 平成24年4月6日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年5月18日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年4月13日 沖縄県指令土第476号、平成24年3月14日 沖縄県指令土第167号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字大渡433番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字糸満1988番地 宮城良宏
- 5 検査済証番号 平成24年5月8日 第2988号
- 6 工事完了年月日 平成24年4月15日

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成24年5月18日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達する物品等の名称及び数量 飛行場灯火補用品 一式
 - (2) 調達する物品等の特質等 仕様書による。
 - (3) 納入の期限 契約締結日の翌日から120日間
 - (4) 納入の場所 新石垣空港
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
 - (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
 - (2) 購入物品又はこれと類似する物に係る製造実績又は納入実績を有する者であること。
- 3 契約条項を示す期間及び場所
 - (1) 期間 平成24年5月18日（金曜日）から同年6月8日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 沖縄県土木建築部新石垣空港課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 平成24年6月27日（水曜日）午後1時30分
 - (2) 場所 沖縄県庁11階土木建築部第1入札室
- 5 入札保証金 見積る金額の100分の5以上の金額を4(1)の日時まで9(1)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 - (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 6 入札の無効 次の入札は、無効とする。
 - (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委託を受けた者が行った入札

- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 7 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成24年5月18日（金曜日）から同年6月8日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県土木建築部新石垣空港課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 8 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 9 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県土木建築部新石垣空港課業務環境班
 - (2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 10 契約の手續において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 11 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、4(1)の日時までに4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 平成24年6月26日（火曜日）午後5時
イ 方法 簡易書留郵便により新石垣空港課に提出すること。
 - (3) 入札説明会の日時及び場所 実施しない。
 - (4) 最低制限価格 設定しない。
 - (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 12 Summary
- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Lamplight spare parts in Airport 1 set
 - (2) DEADLINE OF DELIVERY
From the day following the contract day to 120 days
 - (3) DATE FOR BIDS
June 27, 2012 1:30 p.m.
 - (4) POINT OF CONTACT
New Ishigaki Airport division, Department Of Civil Engineering And Construction
Okinawa Prefectural Government
1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa, Japan 900-8570
Telephone 098-866-2796

病院事業局事項

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成24年 5月18日

沖縄県立北部病院長 上 原 哲 夫

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県立北部病院清掃業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立北部病院総務課 沖縄県名護市大中二丁目12番3号
- 3 落札者を決定した日 平成24年 3月15日
- 4 落札者の名称及び所在地 沖縄美装管理株式会社 沖縄県沖縄市比屋根三丁目1番15号
- 5 落札金額 45,339,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成24年 2月3日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成24年 5月18日

沖縄県立中部病院長 宮 城 良 充

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県立中部病院清掃業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立中部病院総務課 沖縄県うるま市宇宮里281番地
- 3 落札者を決定した日 平成24年 3月16日
- 4 落札者の名称及び所在地 沖縄美装管理株式会社 沖縄県沖縄市比屋根三丁目1番15号
- 5 落札金額 78,855,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成24年 2月3日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成24年 5月18日

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター院長 我 那 覇 仁

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター清掃業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター総務課 沖縄県島尻郡南風原町字新川118番地の1
- 3 落札者を決定した日 平成24年 3月15日
- 4 落札者の名称及び所在地 沖縄県ビルメンテナンス協同組合 沖縄県那覇市曙2丁目27番14号
- 5 落札金額 73,500,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成24年 2月3日

沖縄県病院事業局職員（技術職）選考採用試験を次のとおり行います。

平成24年 5月18日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 伊 江 朝 次

- 1 採用職種、採用予定数及び職務内容

採用職種	採用予定数	職務内容	勤務箇所
臨床検査技師	各若干名	臨床検査の業務に従事します。	県立病院（6か所）において従事します。
診療放射線技師		診療放射線関係の業務に従事します。	
管理栄養士		管理栄養関係の業務に従事します。	
理学療法士		理学療法関係の業務に従事します。	

言語聴覚士		言語聴覚関係の業務に従事します。
作業療法士		作業療法関係の業務に従事します。
薬剤師		薬剤関係の業務に従事します。
看護師	約100名	看護師の業務に従事します。

(注) 申込後の職種変更はできません。

2 受験資格

(1) 年齢及び免許

- ア 臨床検査技師を希望する者 昭和59年4月2日以降に生まれた者で、臨床検査技師免許を有するもの又は平成25年7月末日までに免許を取得する見込みのあるもの。
- イ 診療放射線技師を希望する者 昭和59年4月2日以降に生まれた者で、診療放射線技師免許を有するもの又は平成25年7月末日までに免許を取得する見込みのあるもの。
- ウ 管理栄養士を希望する者 昭和59年4月2日以降に生まれた者で、管理栄養士免許を有するもの又は平成25年7月末日までに免許を取得する見込みのあるもの。
- エ 理学療法士を希望する者 昭和59年4月2日以降に生まれた者で、理学療法士免許を有するもの又は平成25年7月末日までに免許を取得する見込みのあるもの。
- オ 言語聴覚士を希望する者 昭和59年4月2日以降に生まれた者で、言語聴覚士免許を有するもの又は平成25年7月末日までに免許を取得する見込みのあるもの。
- カ 作業療法士を希望する者 昭和55年4月2日以降に生まれた者で、作業療法士免許を有するもの又は平成25年7月末日までに免許を取得する見込みのあるもの。
- キ 薬剤師を希望する者 昭和52年4月2日以降に生まれた者で、薬剤師免許を有するもの又は平成25年7月末日までに免許を取得する見込みのあるもの。
- ク 看護師を希望する者 昭和28年4月2日以降に生まれた者で、看護師免許を有するもの又は平成25年7月末日までに免許を取得する見込みのあるもの。

(2) 欠格事項 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する次の事項に該当する者は、受験できません。

- ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 沖縄県職員として、懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日時、場所等

試験の日時	試験科目	試験の内容	試験会場
平成24年7月8日（日） 午前9時20分から 午前11時00分まで	作文試験	文章による表現力、課題に対する構想力などについて筆記試験を行います。	○沖縄大学（那覇市） ○北部病院（名護市） ○宮古病院（宮古島市） ○八重山病院（石垣市）
平成24年 7月9日（月）※注1 7月10日（火） 7月17日（火） 7月18日（水）	面接試験	適格性や職務遂行能力等を審査するため、個別面接を行います。	県庁会議室（那覇市） など沖縄本島内 ※注2

注1 県外及び離島からの受験生の面接試験日は7月9日とし、そのほかの受験生の面接試験日は4日間のうちいずれか1日を指定します。

注2 面接試験の会場は、原則として県庁となりますが、応募状況により県庁以外の会場になる場合

があります。

4 受験手続

- (1) 申込先 沖縄県病院事業局県立病院課（沖縄県庁舎4階） 〒900—8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098（866）2832（直通）
 - (2) 申込方法 次に掲げるものを(1)の申込先に簡易書留郵便で郵送してください（直接提出は不可）。その際は、封筒の宛名面に「病院事業局採用試験受験」と朱書きしてください。
 - ア 平成24年度沖縄県病院事業局職員（技術職）選考採用試験申込書
自筆（黒色ボールペン使用）で記載し、申込み前3月以内に撮影した写真（タテ約5.0cm・ヨコ3.5cm）を所定のところに貼ってください。
 - イ 50円切手を貼ったはがき（官製はがき可）
受験票として後日返送するので、表面に受取先住所及び宛名を明記してください。
 - ウ 受験資格の免許証等の写し（A4規格、縮小コピー可）
受験資格を確認する必要があるので必ず添付してください。ただし、今後免許取得見込みの場合は不要です。
 - (3) 受付期間 平成24年5月24日（木）から同年6月8日（金）まで（平成24年6月8日（金）までの消印のあるものに限り受け付けます。）
 - (4) 留意点 受付後は、受験職種及び試験会場の変更はできません。なお、作文試験の受験会場は、受験票に記載し送付いたします。
- #### 5 合格発表
- 試験の合格者は平成24年8月中旬に、県庁、北部病院、宮古病院及び八重山病院で掲示し、県ホームページに掲載するほか、合格者に通知します。

6 合格発表後の取扱い

- (1) 合格者は、原則として、平成25年4月（免許証等の写しを提出していない者は、免許取得後）に採用されます。
- (2) 採用を辞退する者又は新たな欠員が生じた場合は、成績の上位の者から順次繰り上げて合格とし、本人あて通知します。

7 給与等

初任給は平成24年4月1日現在、臨床検査技師、診療放射線技師、管理栄養士、理学療法士、言語聴覚士及び作業療法士が167,000円（短大3卒）から178,200円（大学卒）まで、薬剤師が178,200円（大学4卒）から200,800円（大学6卒）まで、看護師が180,500円（短大2卒）から188,900円（短大3卒）までで、それぞれ経験年数等を加味した額が支給されるほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給されます。

8 その他

- (1) 試験当日は、受験票（はがき）、HB鉛筆数本及び消しゴムを持参してください。
- (2) 提出された履歴書等は、可否の別にかかわらず返却しません。
- (3) 試験場には駐車場を確保しておりませんので、自家用車、オートバイ等の乗り入れはできません。公共交通機関等を利用し、早めに来場してください。
- (4) 試験場には喫煙場所がありませんので、喫煙は全面禁止とします。
- (5) ゴミは試験会場に捨てずに各自必ず持ち帰ってください。
- (6) 平成24年6月25日（月）までに受験票（はがき）が到着しないときは、沖縄県病院事業局県立病院課人事担当あて電話連絡してください。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 金城印刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9番16号
---	---